
☀️ 那賀地区まちづくり計画書 ☀️

明るく健康で魅力ある*那賀*



令和2年7月那賀地区まちづくり協議会

1. はじめに

この度、「那賀地区まちづくり協議会」の会長を務めます日高でございます。

本事業は、地域の課題を地域みんなの力で解決し、安全・安心で更に住みやすい地域づくりを目指す事業です。

那賀地区の現状を以前と比較すると、少子高齢化による人口の大幅な減少、更には異常気象による農作物の不作、高齢化および後継者不足による休耕地、空き家の増加等の課題が山積し、大変厳しい状況にあります。自然環境の変化に関しては、難しい問題ではありますが、環境に応じた対策を講じることが生き残る術ではないかと考えます。このような様々な問題を解決するためにも、皆様からいただいたアンケート調査、貴重なご意見を今後のまちづくりに反映させていきたいと思っております。また、那賀地区まちづくり協議会の設立にあたり、幹事会・設立準備委員会の皆様には多大なるご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

安全・安心で、住みよいまちづくりを実現のため、地域皆様方のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

那賀地区まちづくり協議会
会長 日高 正勝



2. 那賀地区まちづくり計画策定の趣旨

那賀地区は、国分、中野郷、湯岳、住吉の四郷からなり、農業を中心とした産業を主体とし、豊かな土地と自然が魅力の地区です。

近年、生活スタイル、価値観の多様化など、那賀地区の状況は大きく変化しており、抱える課題も以前に比べて複雑・多様化しています。

「自分たちの暮らしている地区をより安心で住みよい、今以上に魅力あふれる地区にしたい」これは住民共通の願いと課題であり、自治公民館をはじめ老人会・青年会・婦人会・消防団・学校・PTAなど、様々な団体が那賀地区をよくするために活動しています。

本計画は、那賀地区がどのような地域づくりを進めていくかについて、住民の意見を反映しながら様々な観点から見つめ直し、具体的な地域づくりについて事業計画に盛り込み、那賀地区の更なる発展と住民一人ひとりが誇りを持って、安心して幸せに暮らすことができる住民主体のまちづくりの実現をめざし策定するものです。

今後さらに少子高齢化が進む中で、那賀地区の活動の充実を図るためにも住民が自ら考え、自ら行動し、将来に亘って自分たちの地区は自分たちで守り、つくることが重要であるとの考えを基に、那賀地区まちづくり計画書を策定します。

3. 那賀地区まちづくり計画の期間

那賀地区まちづくり計画の期間は5年としますが、事業内容については、社会情勢の変化や住民ニーズの変化などに対応していくため、必要に応じて改定を行うことで、持続可能なまちづくりを推進していきます。

4. 那賀地区の状況

① 那賀地区の概要

那賀地区は、壱岐の中心に位置し、美しい自然に囲まれたのどかな田園地帯です。芦辺町合併以前は那賀村とした自治体でした。那賀地区には壱岐の総鎮守である住吉神社をはじめ、月讀神社、鬼の窟屋、古墳等があり、多くの観光客が訪れています。

また、那賀幼稚園、那賀小学校においては高台にあり眺望は格別で、令和元年11月には、那賀中学校跡地に芦辺中学校が新設され、生徒で賑やかな地区となっています。

一方、住民生活は、交通の便が悪く、通院や買い物等に不便を感じる昨今です。また、少子高齢化が進み、基幹産業である農業の後継者不足や休耕地、空き家の増加等、那賀地区を取り巻く環境は年々厳しくなっております。

このような状況の中、地域課題の解決を図るためには、自治公民館をはじめ、各々の団体が協力して、住民が主体となった取り組みを進めていく必要があります。

② 那賀地区の世帯数・人口の推移（壱岐市ホームページより）

		H 2 8 . 3	H 2 9 . 3	H 3 0 . 3	H 3 1 . 3	R 1 . 1 2
世帯数		5 8 6	5 8 0	5 8 0	5 7 3	5 7 1
人口	男	7 2 7	7 1 0	6 9 3	6 7 4	6 7 3
	女	7 7 2	7 5 5	7 3 0	7 1 0	7 0 4
	計	1, 4 9 9	1, 4 6 5	1, 4 2 3	1, 3 8 4	1, 3 7 7

③ 那賀地区の行事・活動

- | | | |
|----------|--------------|--------------|
| ・サロン会 | ・幼小運動会 | ・ソフトボール大会 |
| ・老人会美化活動 | ・ロボコンクラブ | ・ソフトバレー大会 |
| ・老人会運動会 | ・にこにこ広場 | ・地区お祭り |
| ・道路除草作業 | ・キラキラなかよし発表会 | ・なかっ子発表会 |
| ・年末防火活動 | ・ダッシュ村活動 | ・いきいきフェスティバル |
| ・公民館伐採作業 | ・消防操法大会 | |

5. 那賀地区住民アンケート結果

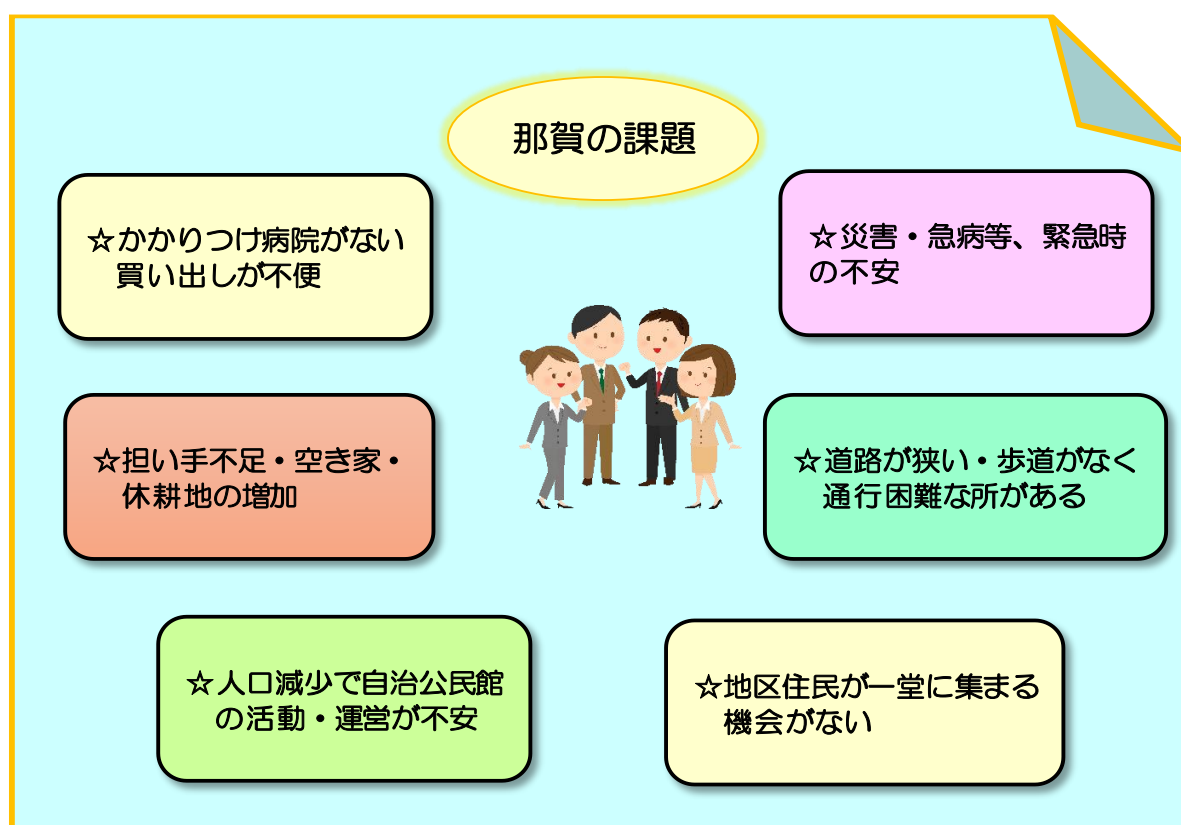
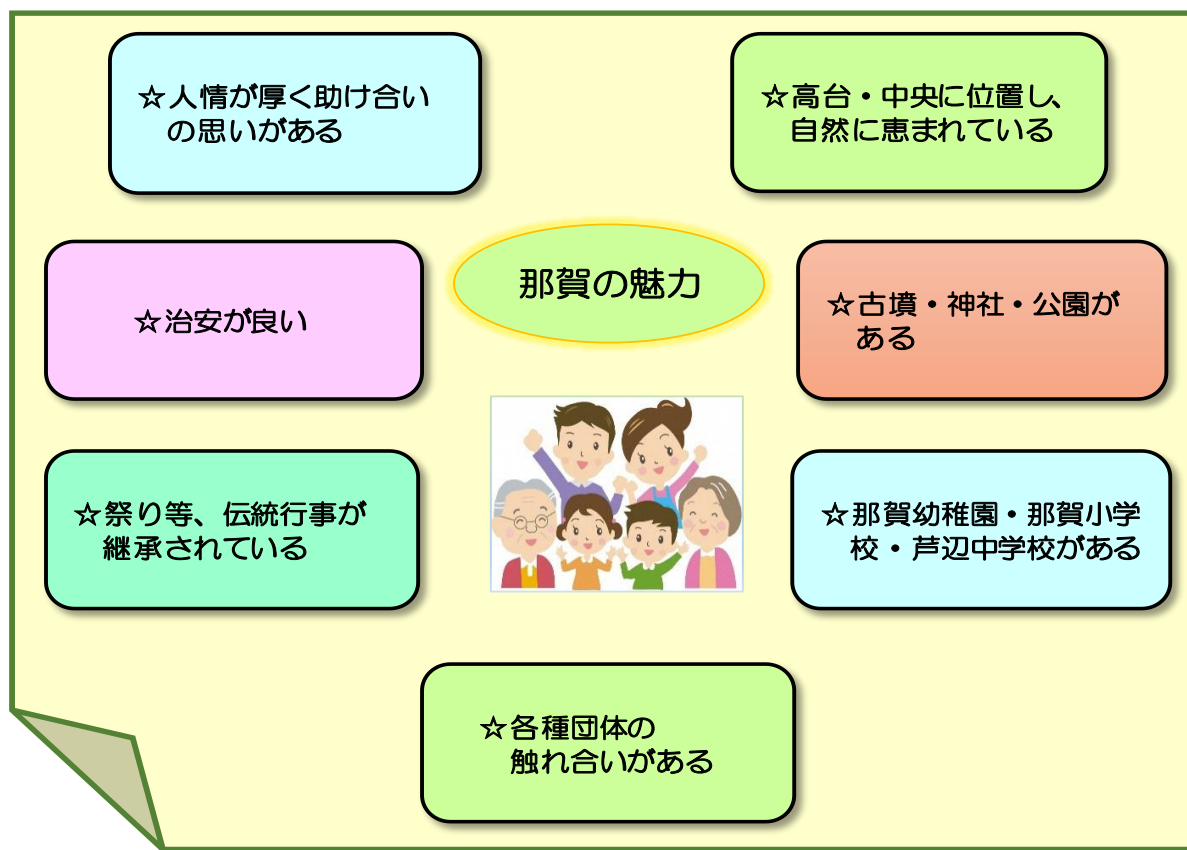
令和元年12月27日に那賀地区住民アンケートを実施し、アンケート結果に基づき那賀地区の魅力、課題を抽出しました。

(配布1,201枚、回収666枚、回収率55.5%)

『アンケートの回答のご協力ありがとうございました』

☆あなたは、今後も那賀地区に住み続けたいと思いますか。				
今後も住み続けたい	482人			
将来は他のまちに移りたい	39人			
どちらともいえない	131人			
☆あなたが感じる那賀地区の現状について教えてください。				
① 生活道路の整備状況について				
満足	119人	・やや満足	84人	・普通 104人 ・やや不満 77人 ・不満 37人
② ごみ、リサイクル収集について				
満足	164人	・やや満足	82人	・普通 379人 ・やや不満 28人 ・不満 10人
③ 公共交通の利便性について				
満足	61人	・やや満足	25人	・普通 311人 ・やや不満 136人 ・不満 104人
④ 食料や生活品の確保、買い物等の利便性について				
満足	83人	・やや満足	67人	・普通 357人 ・やや不満 86人 ・不満 48人
⑤ 高齢者等への福祉環境について				
満足	48人	・やや満足	50人	・普通 377人 ・やや不満 103人 ・不満 47人
⑤ 子育て支援環境について				
満足	42人	・やや満足	35人	・普通 402人 ・やや不満 56人 ・不満 34人
⑦ 防犯、安全対策について				
満足	51人	・やや満足	35人	・普通 444人 ・やや不満 73人 ・不満 35人
⑧ 災害時など緊急時の安全対策について				
満足	34人	・やや満足	43人	・普通 432人 ・やや不満 92人 ・不満 31人
⑨ 地域の行事について				
満足	65人	・やや満足	39人	・普通 421人 ・やや不満 75人 ・不満 34人
⑩ 住民同士のふれあい、近隣関係について				
満足	77人	・やや満足	47人	・普通 458人 ・やや不満 36人 ・不満 23人
☆那賀地区まちづくり活動にはどのような形で参加したいですか。				
・ボランティア活動等を通してまちづくりに参加したい	82人			
・まちづくり活動のスタッフとして、参加したい	18人			
・興味のあるまちづくり活動があれば、参加者として関わりたい。	168人			
・まちづくりに参加したいと思っているが、機会やタイミングをつかめていない	110人			
・地域内での話し合いの場に参加していきたい	87人			
・参加したくない	138人			

6. 那賀地区の魅力と課題



① 後継者不足による、担い手支援が求められています。

少子高齢化による休耕地や空き家の増加に対応し、有効利用していく必要があります。

② 通院、買い物支援が求められています。

免許証返納者や高齢者のみの世帯の増加に考慮した、通院、買い物支援など交通手段の確保が必要となっています。

③ 住民の安全・安心でゆとりのある生活圏が求められています。

災害等の緊急時に備えて、住民の防災に対する意識向上を図り、住民相互のつながりを深め、消防団・自主防災組織との連携を一層強化する必要があります。

また、通学路等の地区における危険個所を調査・確認し、子供から高齢者まで安全・安心な生活環境の整備に取り組む必要があります。

④ 様々な行事が削減され、ふれあい・話し合いの機会が求められています。

人間関係の希薄化が顕著な昨今、子供から高齢者まで、楽しく参画できるイベントを企画していく必要があります。

7. 那賀地区まちづくり構想

😊『明るく健康で笑いが絶えない互助の精神で支え合う仕組みを構築し、安全・😊
安心のまちづくりに邁進し、住みやすい那賀地区にすることを基本方針にします』

① 人と人とのつながりを大切に、安全・安心で住みやすい地区

② 話しあい・支えあい・笑いあいの三つの愛で明るい地区

③ 住民が結束し、強くしなやかで活気に溢れる地区

8. 那賀地区まちづくり事業計画

〔ふれあい部会〕

通院、買い物支援など高齢化対策の推進
子どもからお年寄りまで行事に参画できる機会の創出

【高齢者支援】

事業内容→定期訪問・移動支援

事業計画→社会福祉協議会・民生委員と連携し、高齢者やひとり暮らし世帯を定期的に訪問し、困りごとの相談・安否確認を行います。

通院・買い物等の移動手段（シャトルタクシー・送迎等）を確保します。



【三世代交流】

事業内容→交流の機会の創出

事業計画→通学路を点検し、危険個所の周知・改善策を図り、子どもや保護者の不安解消につなげます。

通学路に挨拶ゾーンを設け、声はずむ明るい校区にします。

世代間交流として、野外活動・ふれあい運動会等のイベントを計画します。



【コミュニティサロン】

事業内容→住民みんなが自由に参加できる機会の創出

事業計画→住民が生涯現役で過ごせるように、みんなが気軽に集える場をつくり、子育て支援・健康づくり・介護予防等の講習会を開催します。



【伝統文化の継承】

事業内容→伝統文化の継承

事業計画→次世代へ伝統文化を継承するためにも、凧づくり・竹馬・竹とんぼ・しめ縄づくり等の交流の場を設けます。



〔振興部会〕

休耕地、空き家の有効利用
地域産業の振興・特産品の開発・組織化

【休耕地・空き家対策】

事業内容→休耕地・空き家の有効利用

事業計画→休耕地・空き家の情報を収集し、地権者・所有者と利用希望者の紹介・仲介の手助けをします。また、車庫・倉庫として有効利用していきます。



【特産品開発】

事業内容→利益の創出、雇用を生み出す特産品の考案

事業計画→那賀地区の現作物の消費促進・拡大を図るとともに、新規作物も手掛けて地域力を発揮します。

特産品を生産・加工・販売し、稼げる六次産業化を目指します。



【一次産業の効率化対策】

事業内容→圃場整備、組織化

事業計画→畜産・ハウス栽培・現作物等の振興を図り、休耕地の増加の軽減を目指します。農作業の効率を上げるためにも、圃場整備の話し合いの場を設けます。

法人化・組合化した現組織と連携をとり、幅広い人材の確保し、担い手不足の解消に努めます。



〔環境部会〕

「自助・互助」の精神で住民の防災意識の向上
危険箇所を調査し、地区住民で情報を共有
美化活動を通して安心・安全で住みやすい地区に邁進

【防災・危機管理】

事業内容→防災・減災・防犯への取組

事業計画→ハザードマップを作成し、消防団・自主防災組織と連携をとり、防災訓練を実施します。避難ルート・避難場所を周知し、住民の防災意識の向上を図り、自助・互助の精神で災害に備えます。

要支援者を把握し、支援体制を確立します。

防犯灯を設置する等の防犯対策を図り、安心・安全のまちづくりを構築していきます。



【環境管理】

事業内容→環境整備への取組

事業計画→狭い道路の整備や学校周辺・通学路の整備を行います。

定期的に植樹や伐採、除草作業等を行い、環境美化に努めます。

『空き缶を捨てる人から拾う人に』



【害獣対策】

事業内容→リス、カラス、野犬問題への対策

事業計画→リス捕獲作戦と名付けた講習会を開催し、効率よい捕獲方法を学び、リスの撲滅を目指します。

カラスによる被害の軽減や野犬捕獲の強化に努めます。



9. 那賀地区まちづくり協議会設立までの経緯

令和1年	5/20	那賀地区公民館連絡協議会	まちづくり協議会概要説明
"	7/25	那賀小学校区説明会	まちづくり協議会概要説明
"	8/9	幹事会メンバー検討会	幹事会のメンバー選出
"	9/3	第1回幹事会	幹事会・設立準備委員会の役割
"	10/7	第2回幹事会	集落支援員の応募状況・設立準備委員のメンバー選出
"	11/28	第3回幹事会	拠点施設整備状況・設立準備委員会開催の件
"	12/12	第1回設立準備委員会	設立準備委員会規約説明・集落支援員紹介
"	12/17	第2回設立準備委員会	役員選出・アンケート配布、回収依頼
"	12/25	アンケート配布	公民館通函へ投函
令和2年	1/20	アンケート回収	回収 666件 回収率 55.5%
"	2/17	第3回設立準備委員会	アンケートの集計報告
"	3/12	第4回設立準備委員会	運営委員会の役員選出、規約確認
"	3/27	第4回幹事会	協議会活動計画提案
"	4/3	第1回役員会	各部会の会合日程の打ち合わせ
"	4/15	第1回部会	環境部会・振興部会の事業計画作成
"	4/18	第2回部会	ふれあい部会の事業計画作成
"	4/21	第2回役員会	各部会の事業計画の見直し
"	5/13	第3回部会	3部会会合事業計画の最終案検討
"	5/20	第3回役員会	各部会の事業計画の最終確認
"	5/25	第5回設立準備委員会	事業計画報告・承認
"	6/25	那賀地区まちづくり計画書壱岐市長へ提出	
"	7/1	那賀地区まちづくり協議会設立	



那賀地区まちづくり協議会組織図



部会名	活 動 内 容	
ふれあい部会	・ 広報誌発行 ・ 三世代交流事業 ・ 挨拶運動	・ 高齢者安否確認 ・ サロン会 ・ 伝統文化継承
環 境 部 会	・ 除草作業 ・ 防災訓練 ・ 伐採作業	・ 危険個所調査 ・ インフラ整備 ・ 美化活動
振 興 部 会	・ 空き家、休耕地活用 ・ 特産品開発、販路拡大 ・ 畜産、園芸品の振興	・ 観光活性化 ・ 商工業の発展 ・ 六次産業の推進

役 員	会 長	日高正勝	会 計	松尾輝幸	ふれあい部会長	長嶋恵子
	副会長	山川達也	監 事	瀬川伸幸	環 境 部会長	久原義浩
	副会長	江川初江	監 事	米倉和秀	振 興 部会長	橋本佳久

那賀地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、那賀地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を那賀地区公民館内に置く。

所在地 壱岐市芦辺町中野郷西触 362 番地

(目的)

第2条 協議会は、地域住民の意見を集約し健康・福祉の増進、産業の発展、安全・安心で住みたいまちづくり実現のため、各種団体と密な連携を図りながら地域課題の解決に努め、市と協議会との協働による、明るく暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり計画書の策定及び事業の実施
- (2) 地域課題の把握や情報の発信
- (3) 地域課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (4) 安全、安心の明るい環境づくり
- (5) その他まちづくりに関する活動

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 那賀地域内に居住している人
- (2) 那賀地域内で働く人や学ぶ人
- (3) 那賀地域内の事業者
- (4) 那賀地域内のコミュニティ組織
- (5) 那賀地域内の各種団体等

第2章 役員

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 部会長 | 3 名 |

- | | |
|----------|-----|
| (5) 監 事 | 2 名 |
| (6) 事務局長 | 1 名 |

(役員の選任)

第 6 条 役員（部会長を除く）は、運営委員会において選任する。

部会長は、部会において選任する。

(役員の職務)

第 7 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の出納に関する一切の業務を処理し出納帳を作成する。
- (4) 部会長は、部会の活動を総括し、事業の調整にあたる。
- (5) 監事は、協議会の出納事務を監査する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再選を妨げない。

補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(役員手当)

第 9 条 協議会は、次のとおり役員手当を支給する。

- | | |
|---------|------------|
| (1) 会 長 | 60,000 円／年 |
| (2) 副会長 | 30,000 円／年 |
| (3) 会 計 | 30,000 円／年 |
| (4) 部会長 | 30,000 円／年 |
| (5) 監 事 | 3,000 円／年 |

第 3 章 会議

(会議)

第 10 条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 役員会
- (3) 部 会

(運営委員会)

第 11 条 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 第5条に規定する役員
- (2) 各部に属する各種団体等の代表者
- 2 運営委員会は、毎年1回定期に開催する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるとき、又は第1項の構成者の半数以上の者から要求があったときは、臨時に運営委員会を開催することができる。
- 5 運営委員会の議長は、出席者の中から選出する。
- 6 運営委員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約等の制定、改正及び廃止に関する事。
 - (2) 協議会役員の承認に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、協議会が第2条に規定する目的を達成するための基本事項に関する事。
- 7 運営委員会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。
- 8 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

- 第12条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成し、協議会の運営について協議する。
- 2 役員会は、会長が招集する。
 - 3 役員会の議長は、会長があたる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、役員会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第13条 部会として次のものを置き各所管に関わる事項を協議及び実践する。

- (1) ふれあい部会
- (2) 環 境 部会
- (3) 振 興 部会

2 部会は、各種団体等をもって構成する。

部 会	構成員（団体等）
ふれあい部会	老人会・婦人会・民生委員児童委員・幼小中PTA・交通安全協会 更生保護女性会・社会福祉協議会
環 境 部会	連絡協議会・自治公民館・青年会・消防団
振 興 部会	地区実行組合・商工会・農協女性部・農協青年部

- 3 部会に部会長を置き部会に属する部会構成員の互選により選任し会の議長となる。
- 4 部会長は、部会を代表し必要に応じて部会を招集し会務を総括する。

- 5 部会長は、部会の検討経過及び結果について、役員会に報告するものとする。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の運営)

- 第14条 運営委員会及び役員会は、各会議の構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、部会は、部会長の判断に委ねる。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計

(経費)

- 第15条 協議会の経費は市からの交付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度、監査)

- 第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 2 監事は会長、会計、事務局長の立ち合いの下で監査を執り行い、監査結果を添えて市に報告する。

第5章 雑則

(その他)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会に諮って、会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。